

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A

Q 1 : モデル地域ではどのような取組を行っているのですか？

A 1 : モデル地域では、後退用地を寄附していただきやすくするため、市が測量や図面作成、登記手続、舗装整備などの支援を行う新たな取組を試行しています。後退用地を寄附により公道化し、道路として市が整備を進め、また、交差点部にある土地について、隅切奨励金を交付し隅切り部分の寄附を進め交差点での見通しの確保を行うことで、より安全で通行しやすい道路を増やすことを目指しています。

Q 2 : どのように手続きを行えばよいですか？

A 2 : まずは、建築審査課 道路施策推進担当へご相談ください。
電話、メール、LoGo フォームでご相談いただけます。ご相談後、本市職員が現地を確認し、寄附の対象となるかを確認したうえで、手続きの進め方についてご説明します。
ご希望があれば、制度説明にお伺いすることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

Q 3 : モデル地域の支援を利用する場合の狭あい協議の進め方を教えてください。

A 3 : モデル地域の支援を利用する場合は、通常であれば建築主等が準備する現地の測量、道路中心線や後退位置についての図面作成など、狭あい協議に必要な資料一式を本市が作成します。建築主等の皆様には、その内容を確認・了承していただくだけで狭あい協議は完了します。

Q 4 : モデル地域の支援は、誰でも利用できますか？

A 4 : モデル地域内で後退用地の寄附を希望される方が対象です。個人・法人を問わず利用できます。
※開発行為や土地区画整理事業など、一部対象外となる事業があります。詳しくはお問い合わせください。

Q 5 : 後退用地を寄附する場合、費用はかかりますか？

A 5 : モデル地域での取組を利用する場合、寄附手続に必要な測量・図面作成・登記手続・道路整備については、申請者の費用負担はありません。
また、後退用地内にある門、塀、樹木等の撤去や移設等に要する費用については申請者の負担となりますが、建替え計画が無い場合など、一定の条件のもと、50 万円を上限として助成金を利用できます。
なお、公道内にある電柱を後退用地へ移設するための費用については原則として申請者の費用負担はありません。（寄附前の後退用地内にある電柱を移設するための費用については、申請者の負担となります。）

Q 6 : 後退用地を寄附すると固定資産税はどうなりますか？

A 6 : 後退用地を寄附した後は、市が所有者となるため、寄附した部分に対する固定資産税・都市計画税は課税されません。

Q 7 : 後退用地の幅や長さが狭小でも問題ありませんか？

A 7 : 測量・図面作成、登記手続、電柱移設、助成金等は、後退用地の幅や長さが狭小でも利用できます。
ただし、舗装整備については、幅が 20cm 未満又は延長が 4m 未満の場合、施工が難しいことがあります。詳しくは現地の状況によって異なりますので、お気軽にご相談ください。

Q 8 : 手続きにはどれくらいの期間が必要ですか？

A 8 : 建築工事に要する期間によっても異なりますが、一般的な戸建て住宅の場合、申請から寄附完了までの期間を概ね1年程度とすることを目指しています。モデル地域では、複数の部署にまたがっていた手続や工事の実施等をまちづくり局が一括して行うことで、手続期間の短縮を図っています。

全市を対象とした取組では、寄附完了までに概ね3年以上を要する場合がありますが、モデル地域での取組では、概ね1年程度への短縮を目指しています。

Q 9 : 後退用地を寄附する場合、隣の人同意も必要ですか？

A 9 : 登記手続を行うにあたり隣接地権者の方との境界確認や立会、同意が必要となる場合があります。

まずは市で状況を確認しますので、ご相談ください。

Q 10 : まだ建替え予定がありませんが相談できますか？

A 10 : 建替え予定がない場合でも、ご相談いただけます。

なお、建替え計画が無い場合については、後退用地内にある門、塀、樹木等の撤去や移設等に要する費用について、一定の条件のもと、50万円を上限として助成金を利用できます。